

京都府立大江高等学校同窓会運営基金規程

(設置)

第1条 京都府立大江高等学校同窓会（以下「大江高等学校同窓会」という。）の持続可能で充実した同窓会運営の推進を図るため、大江高等学校同窓会運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積み立て)

第2条 基金として積み立てる額は、基金への積み立てを主旨とした大江高等学校同窓会を応援しようとする個人又は団体からの同窓会運営に係わる寄付金を含め、限度額は定めないこととする。

(基金の使途)

第3条 基金は、役員会及び評議員会に諮り、大江高等学校同窓会の運営等に要する経費やその他の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金の管理は、評議員会で任命された同窓会副会長が会計管理を行い、一般会計と同様に年度末に基金会計の報告を行い、監査を受けるものとする。

(委任)

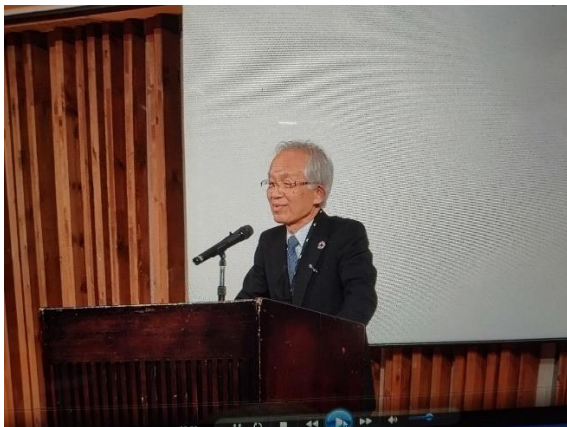
第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付則

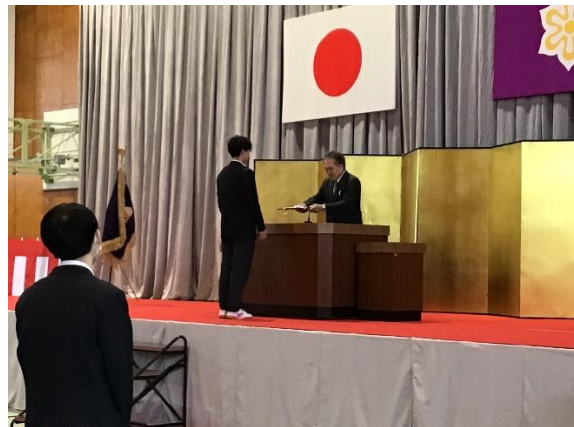
(施行期日)

1 この規程は令和6年8月1日から施行する。

【同窓会活動の様子】



令和5年度同窓会の集い（会長）
（令和6年2月18日）



令和5年度同窓会入会式（副会長）
（令和6年2月29日）